

5. 書記

三豊市農業委員会10月定例総会議事録

主事 土井 太陽

令和7年10月20日午後1時30分より、三豊市農業委員会10月定例総会を三豊市危機管理センター 301・302会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 21名(農業委員17名、農地利用最適化推進委員4名)

【農業委員】 (出席○・欠席-)

1番	堀江 博	○	2番	岡根 让	○	3番	石原 剛	○
4番	片山 陸士	○	5番	片岡 恒男	○	6番	森 啓二	○
7番	石井 秀一	○	8番	小畠 忠司	-	9番	湯口 貞明	○
10番	糸川 桂市	-	11番	藤田 幸治	○	12番	安藤 健一	○
13番	前谷 晃年	-	14番	福岡 伸也	○	15番	筒井 義朝	-
16番	長堀 和行	○	17番	金丸 喜正	○	18番	松永 克喜	-
19番	木下 一雄	○	20番	浪越 久司	-	21番	細川 高文	○
22番	細川 未恵	○	23番	平尾 美紀	-	24番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

15番	横関 浩二	○	19番	前川 雅道	-	24番	岑永 恭造	-
34番	小野 正司	○	47番	十河 隆司	-	52番	増田 幸司	○
67番	近藤 裕隆	○						

2. 署名委員

19番 木下 一雄
22番 細川 未恵

3. 傍聴人

なし

4. 事務局の出席者

事務局長 十鳥 武志
事務局次長 藤原 卓司
主任 糸川 剛史

6. 議題

- 議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 6号 農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について
議案第 7号 非農地証明願いの件について
議案第 8号 非農地通知の件について
議案第 9号 農用地利用集積等促進計画の件について
議案第10号 地域計画変更の意見聴取について
その他の件について

7. 開会 【午後1時30分】

事務局長

ただいまより開会いたします。三豊市農業委員会10月定例総会の開会にあたり、堀江会長よりご挨拶申し上げます。

会長

皆さん、こんにちは。長かった夏の気候からようやく秋の過ごしやすい気候に変わってきました。皆様方におかれましては農作業等で大変苦労したかと思います。お米の刈り取りは見渡してみると終わりに近づいており、供給と需要のバランスが落ち着いてくるのではないでしょうか。また、ブロッコリー等の植え付けも大変だった話を聞いておりますが、それだけ価格面で報われる時がくるのではないかという気がしております。本日は欠席の委員さんが多く見られますが、議案進行がスムーズにできますよう皆様のご協力をお願いいたします挨拶とさせていただきます。

事務局長

ありがとうございました。会議の開催にあたり、本日は8番 小畠 忠司 委員、10番 糸川 桂市 委員、13番 前谷 晃年 委員、15番 筒井 義朝 委員、18番 松永 克樹 委員、20番 浪越 久司 委員、23番 平尾 美紀 委員から欠席の連絡をいただいております。ただ今の出席委員は17名で定足数に達しております。会議は成立いたしますのでご報告申し上げます。なお、恐縮ですが、携帯電話をお持ちの委員におかれましては会議中電源を切る、またはマナーモードに設定するようお願いいたします。また、本日ご出席いただいている推進委員につきましては、提出された議案に対して意見を述べることは差支えありませんが、採決には参加できませんので、あらかじめご承知の上議事進行にご協力をお願いいたします。それでは総会会議規則第6条の規定により、本会議の議長を堀江会長にお願いいたします。

議長

ただ今から、三豊市農業委員会10月定例総会を開会いたします。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号19番 木下 一雄 委員、議席番号22番 細川 未恵 委員のご両名にお願いをいたします。本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりでございます。それではこれより議事に入ります。1ページをお開きください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局

議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔議案第1号 番号1号から番号15号を朗読〕

以上15件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見ござりますか。

一同

〔なしの声あり〕

議長

ないようでございますので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の15件の報告事項は異議なしと認めます。次に進ませていただきます。6ページをお開きください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局

議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔議案第2号 番号1号から番号3号を朗読〕

以上3件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、貸貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見ござりますか。

一同

〔なしの声あり〕

議長

ないようでございますので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の3件の報告事項は異議なしと認めます。次に進ませていただきます。8ページをお開きください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。

〔議案第3号 番号1号から番号21号を朗読〕

以上21件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

5番

番号1号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人は経営規模の縮小を考えていたようで譲受人は経営規模の拡大が目的であったため今回合致しました。現地を見たところオリーブが既に手を加えたような状態で栽培管理も適切にできておりました。何も問題ないと思います。

7番

番号2号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人は高齢のため耕作が難しく今後の農地の管理を譲受人に相談したところ経営規模の拡大を譲受人は考えていたため、この度有償での

		所有権移転の申請となりました。よろしくお願ひいたします。		
9 番		番号3号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人は市外在住で高齢のため農地の処分を考えていたところ、農地の拡大を考えていた譲受人と話がまとまり今回の申請に至りました。特に問題ないと思います。		得た農地もあれば草刈り等を実施した農地もあり問題ないと思います。
11 番		番号4号と番号5号は譲渡人がそれぞれ同一で譲受人が姉妹であるためまとめて説明いたします。譲受人が家庭菜園を始めるということで売買が成立し有償での申請となりました。面積も小さく管理は難しくないと思いますのでご審議の程よろしくお願ひいたします。		番号17号について説明いたします。譲渡人が高齢のため農地の管理が難しく申請地の近くに住む譲受人と話がまとまり申請に至りました。現地を確認したところ草刈りがされており問題ありません。今後は家庭菜園として利用したいということです。
		番号6号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。もともと申請地は農地機構を通じて貸借を結んでいましたが、譲受人が経営規模の拡大を考えており譲受人も農業廃止を希望していたため有償の所有権移転の申請となりました。野菜を作っていくということです。よろしくお願ひいたします。		番号18号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。申請地の周囲は宅地に囲まれているため農地としての利用度が低く譲渡人は処分を考えていました。そこで自宅に接した農地で家庭菜園をしたいと思っていた譲受人と話がまとまり申請に至りました。花崗土が敷かれており水稻はできませんが、家庭菜園なら問題ないと思います。
2 番		番号7号について説明いたします。申請地が譲受人の自宅の横に位置しており、そこを家庭菜園として利用したいということで今回の申請に至りました。特に問題ありませんのでよろしくお願ひいたします。		番号19号について説明いたします。譲渡人は農業廃止のため農地の売却を考えていたところ、経営規模の拡大を考える譲受人と話がまとまり申請に至りました。現地を確認したところ草刈り等はされていたため特に問題ありません。よろしくお願ひいたします。
14 番		番号8号について説明いたします。譲渡人は高齢のため農地を処分したいということでこれから耕作を希望している譲受人と話がまとまり有償での所有権移転の申請となりました。		番号20号について説明いたします。経営規模の拡大を考えていた譲受人と話をして所有権移転となりました。現地を見たところ草刈りを実施している状況で問題ないと思います。よろしくお願ひします。
		番号9号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。譲渡人は県外在住で高齢のため申請地の管理が難しく譲受人を探していましたところ経営規模の拡大を考えていた譲受人と話がまとまり申請されました。農地パトロールの結果は遊休農地という判定でかなり荒廃していますが、造園業を営んでいる譲受人が責任をもって農地に戻すとのことです。ご審議の程よろしくお願ひいたします。		番号21号について説明いたします。譲渡人が県外在住のため家と農地をセットで購入してくれる人を探していたところ売買が成立しました。現地確認をしたところ農地の管理は適正にされており問題ありません。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
16 番		番号10号について説明いたします。譲渡人と譲受人は親戚です。農地の管理または処分について考えていた譲渡人が譲受人に相談したところ話がまとまり申請に至りました。水稻を栽培する予定で問題ないと思います。		担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。
		番号11号と番号12号については関連性があるため同時に説明いたします。譲渡人と譲受人は親戚です。譲渡人は農業をしないため農地を耕作してくれる人を探していました。そこで親戚の譲受人が引き継ぐということで話がまとまりました。水田には水稻を作付け予定で、畑にはレモンを予定しています。よろしくお願ひいたします。		[なしの声あり]
		番号13号から番号16号についても関連性があるため同時に説明いたします。番号13号から番号16号の譲受人は同一です。譲渡人から農地の処分を考えて譲受人に依頼した農地や譲受人から所有権移転を提案した農地など様々なパターンがありますが、全て話がまとまり申請に至りました。現地を確認したところ水稻を栽培し収穫を		ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号21号についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。
				[異議なしの声あり]
				ないようですので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号21号につきましては許可することと決定いたします。次に進ませていただきます。13ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
			事務局	議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について

て」を説明いたします。

[議案第4号 番号1号から番号8号を朗読]

番号7号は第1種農地となっており、その他は第2種農地となっています。以上8件につきまして、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われる所以ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

12番

番号4号について説明いたします。申請地を確認したところ平屋建ての倉庫とコンテナが設置されています。前方には駐車場もあり、話を聞くと昔からそれらは建っているということから無断転用の解消の申請です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

16番

番号6号について説明いたします。店舗を建築する際に申請地との境界を十分に確認せず施工したため、基礎コンクリート部分がはみ出てしましました。今回の申請は、そのはみ出た部分を宅地にするためのものであり問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。

議 長

担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。

一 同

[なしの声あり]

議 長

ないようございますので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号8号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同

[異議なしの声あり]

議 長

ないようですので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号8号につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。16ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を説明いたします。

[議案第5号 番号1号から番号13号を朗読]

番号7号は第1種農地となっており、その他は第2種農地となっています。以上13件につきまして、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置か

議 長

7番

ら判断する一般基準に適合していると思われる所以ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

12番

番号2号について説明いたします。譲渡人と譲受人は親子です。申請人から車両置き場として申請地を利用したいとのことで譲渡人と話がまとまり今回の申請となりました。隣接農地及び水利関係の同意は得られているため問題ないと思います。

16番

番号6号について説明いたします。申請地では倉庫を建てる予定で国道に接している関係上、他への影響もないかと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

番号7号について説明いたします。譲渡人と譲受人は他人です。この申請地では貸店舗と物置を設置する予定です。現地確認をしたところ周囲の農地には水稻が栽培されており店舗が完成した後も周囲に影響が出ないよう計画されているため問題ないと思います。

17番

番号9号について説明いたします。申請地を駐車場として利用するため今回の申請となりました。問題ないと思います。

3番

番号10号について説明いたします。申請地を住宅用地として利用するため今回の申請となりました。この申請について水利担当者に聞くと特に問題ないとのことですのでよろしくお願ひいたします。

1番

番号12号について説明いたします。譲受人は以前から建てられた倉庫付近の農地を購入し、申請地を資材置場として利用する予定です。現在は草刈りがされているため問題ないと思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

番号13号について説明いたします。譲受人は市外から三豊市に家を建てて移り住むそうです。申請地では店舗を建てるということですが、実際にその店舗で売買をするのではなくインターネットを介して商いを行うそうです。申請地は農地として活用が難しく周囲への影響もないと思います。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

一 同

担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。

[なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号13号をお諮ります。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議長 ないようですが、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号13号につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。22ページをお開きください。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を説明いたします。

[議案第6号 番号1号を朗読]

番号1号は第2種農地になります。以上1件につきまして、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるでご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号1号をお諮ります。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議長 ないようですが、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号1号につきましては適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。23ページをお開きください。議案第7号「非農地証明願いの件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号「非農地証明願いの件について」を説明いたします。

[議案第7号 番号1号を朗読]

以上1件、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いし

ます。

3 番 番号1号について説明いたします。申請地では既に建物が建っております、それを農業用倉庫として利用したいとのことです。既に固定資産税は宅地の課税となっているそうで特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第7号「非農地証明願いの件について」番号1号をお諮ります。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議長 ないようですが、議案第7号「非農地証明願いの件について」の番号1号につきましては適当と認め、非農地証明書を交付することと決定いたします。24ページをお開きください。議案第8号「非農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号「非農地通知の件について」を説明いたします。

[議案第8号 番号1号から番号12号を朗読]

以上12件、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

2 番 番号1号について説明いたします。申請地はもともと畠だったそうですが完全に山林となっており非農地で問題ないと思います。よろしくお願ひいたします。

14 番 番号2号について説明いたします。現地を確認したところ山林化しており非農地として適切だと思います。

16 番 番号3号について説明いたします。現地を確認したところ周囲の農地も竹などが多く生えており、申請地には近づくことができない状態でした。よろしくお願ひいたします。

19 番 番号4号と番号5号から番号11号について説明いたします。農地として耕作は不可能で立ち入ることもできない状態です。ご審議お願いいたします。

21 番 番号12号について説明いたします。現地を確認したところ木が生えており農地として利用するには難しいと思います。非農地として適切だと思いますのでご審議のほどお願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。皆さんご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第8号「非農地通知の件について」番号1号から番号12号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議長 ないようすで、議案第8号「非農地通知の件について」の番号1号から番号12号につきましては適當と認め、非農地通知等を関係者に送付することと決定いたします。次に進ませていただきます。別綴じの資料をご覧ください。議案第9号「農用地利用集積等促進計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第9号「農用地利用集積等促進計画の件について」を説明いたします。令和7年4月から始まる農地の貸借は香川県農地機構を介した貸借に一本化されております。本件につきましては、令和7年12月から始まる農地の貸借について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、公共財団法人香川県農地機構から、農業委員会に対して意見聴取があり、そちらに対し農業委員会が意見回答をすることとなっています。耕作者の転貸件数は202筆です。本件につきましては、農地機構に意見回答を行った後、香川県による公告を経て令和7年12月から貸借開始となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。皆さんからご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第9号「農用地利用集積等促進計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議長 ないようすで、議案第9号「農用地利用集積等促進計画の件について」の202件につきましては適當と認め、原案のとおり決定いたします。次に進ませていただきます。28ページを開けてください。議案第10号「地域計画変更の意見聴取について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第10号「地域計画変更の意見聴取について」を説明いたします。

[議案第10号 番号1号から番号4号を朗読]

よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。皆さんからご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第10号「地域計画変更の意見聴取について」の番号1号から番号4号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議長 ないようすで、議案第10号「地域計画変更の意見聴取について」の番号1号から番号4号については原案のとおり承認することといたします。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名する。

1. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について

2. その他

(1) 11月定例総会について

日 時 令和7年11月20日（木）午後1時30分
場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

議 長

署名委員

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30～16:00】

相 談 日	開 催 場 所	相 談 委 員	
11月7日（金）	危機管理センター1階 打合せコーナー1	三野町：岡根 謙	豊中町：筒井 義朝
		詫間町：石原 剛	仁尾町：浪越 久司

署名委員

(3) 今後の予定

月 日	会 議 名 等	開 催 場 所
12月12日（金） 13時30分～ 16時15分	市町農業委員・農地利用最適化 推進委員研修会	丸亀市綾歌総合文化会館 アイレックス 大ホール

(4) 配布物

普及センターだより (No.185)

閉 会 【午後 3時20分】